

那医発第329号
令和4年2月21日

施設長 各位

那覇市医師会
会長 山城千秋
担当理事 宮城政剛



新型コロナウイルス感染症の感染急拡大時の外来診療の対応について

平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

沖縄県医師会より「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大時の外来診療の対応について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。

なお、「B.1.1.529 系統(オミクロン株)の感染が確認された患者等に係る入退院及び濃厚接触者並びに公表の取扱いについて」(令和3年11月30日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡(令和4年1月27日一部改正))の別添については、那医発第306号にてお示ししております。

☆ 問合せ先(那覇市医師会 事務局:石垣・前泊 / 電話 098-868-7579)
.....記.....

沖医発第1333号F
令和4年2月18日

地区医師会長 殿

沖縄県医師会
会長 安里哲好

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大時の外来診療の対応について

新型コロナウイルス感染症対応につきましては、ご尽力を賜り感謝申し上げます。

さて、「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大時の外来診療の対応について」は、令和4年2月8日付、沖医発第1269号Fにてご連絡致しましたところです。

しかしながら、クラスター発生施設の有症状者について、検査や診断に時間を有する事例ら発生していることから、県コロナウイルス感染症対策本部が支援に入るクラスター発生施設等において、有症状で感染が強く疑われるものの迅速な検査の実施が困難である者を対象に、当面の間、これまでの対応に加えて、限定的に、「同居家族などの感染者の濃厚接触者が有症状となった場合には、医師の判断により検査を行わなくとも、臨床症状で診断すること。」を適用し対応することとしたとのことです。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、関係医療機関への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 新型コロナウイルス感染症の感染急拡大時の外来診療の対応について
(令和4年2月15日(保感第1664号))

※関係文書は文書管理システムへ掲載致します。

沖縄県医師会事務局業務2課：平良、高良
TEL：098-888-0087 FAX：098-888-0089
g2@okinawa.med.or.jp

保感第 1664 号
令和 4 年 2 月 15 日

沖縄県医師会長 殿

沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部
統括情報部長（沖縄県保健医療部長）
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大時の外来診療の対応について(通知)

みだしのことについて、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から令和 4 年 1 月 24 日付け事務連絡(1 月 28 日一部改正)が発出され、本通知に基づく対応について、本県では、1-①及び②のみを適用することとし、新型コロナウイルス感染症対策本部内に設置した「抗原定性検査・陽性者登録センター」においてのみ実施すること等を通知したところです。

このたび、クラスター発生施設の有症状者について、検査や診断に時間を要す事例が発生していることから、県新型コロナウイルス感染症対策本部が支援に入るクラスター発生施設等において、有症状で感染が強く疑われるものの迅速な検査の実施が困難である者を対象に、当面の間、これまでの対応に加えて、限定的に 1-③を適用し対応することとしましたので、ご留意くださるようお願いいたします。あわせて、各地区医師会への周知をお願いいたします。

なお、「B.1.1.529 系統(オミクロン株)の感染が確認された患者等に係る入退院及び濃厚接触者並びに公表の取扱いについて」(令和 3 年 11 月 30 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡(令和 4 年 1 月 27 日一部改正))の別添 Q&A の Q18 に基づき、医師が有症状の患者自らが実施した抗原定性検査キットの結果により、遠隔診療等で確定診断及び届出を行うことについては、医師が患者の症状や周囲の感染状況及び当該検査の有効性なども踏まえて、自身の判断で行って差し支えないことを改めて申し添えます。

今後も感染動向や診療・検査体制を注視し、本通知に基づく対応を判断してまいりますので、引き続き、新型コロナウイルス感染対策にご協力くださいますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対策本部
電話：866-2006
担当：櫻井、當山